

障がい者差別解消施策等に関するアンケート調査結果

障害福祉課

1 調査目的

岐阜県では、平成28年4月に施行した「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づき、障がい及び障がい者の理解促進並びに障がい者差別解消のための取組を推進しています。県民の皆さんの障がい者差別に対する意識や生活の現状を把握し、今後の施策の参考とさせていただくために、アンケート調査を実施します。

2 調査対象など

調査対象：県政モニター802人（郵送モニター305人、インターネットモニター497人）

調査方法：郵送及びインターネット

調査期間：令和4年12月1日～12月21日

回収結果：661人（回収率：82.4%）

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

3 結果概要

○ 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」について

「知らない」が66.7%と最も高く、「名前も内容も知っている」「名前のみ知っている」は合わせて32.6%となった。

○ 「岐阜県障がい者差別解消支援センター」について

「知らない」が72.5%と最も高く、「名前も活動内容も知っている」「名前のみ知っている」は合わせて26.9%となった。

○ 障がいを理由とした差別が生じると思う場面について

「雇用・就業における差別」が87.9%、「学校・教育現場における差別」が68.2%、「公共交通（バス・鉄道等）利用時における差別」が30.3%と高い結果となった。

○ 行政機関や事業者による合理的配慮の提供について

「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」が合わせて96.1%となった。

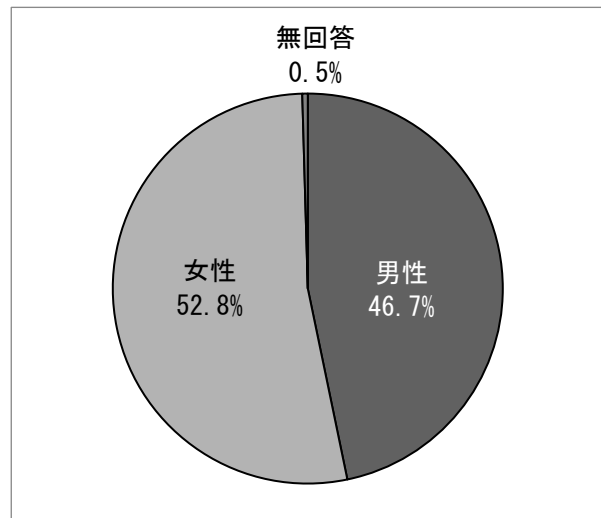
○ 事業者による合理的配慮の提供を推進するために必要な取組について

「事業者が気軽に相談できる相談窓口の設置」が56.0%、「事業者に対する障がい者差別に関する具体的な事例等の情報の発信」が54.5%、「事業者に対する障がい者差別に関する法令等の普及啓発」が54.3%と高い結果となった。

4 回答者属性

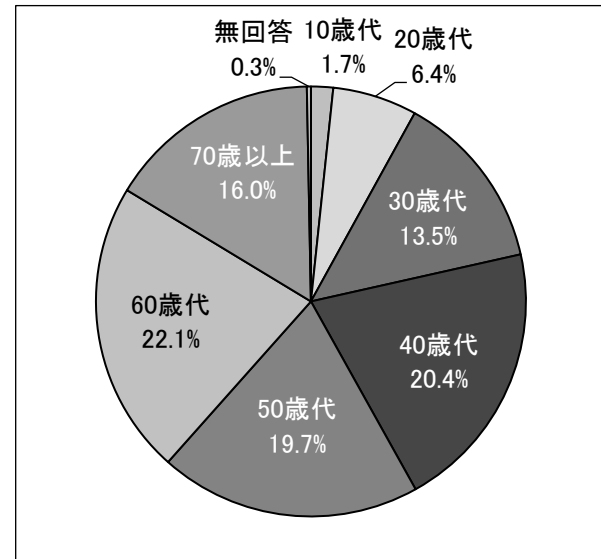
(1) 性別

	人数	割合
男性	309	46.7%
女性	349	52.8%
無回答	3	0.5%
計	661	100.0%



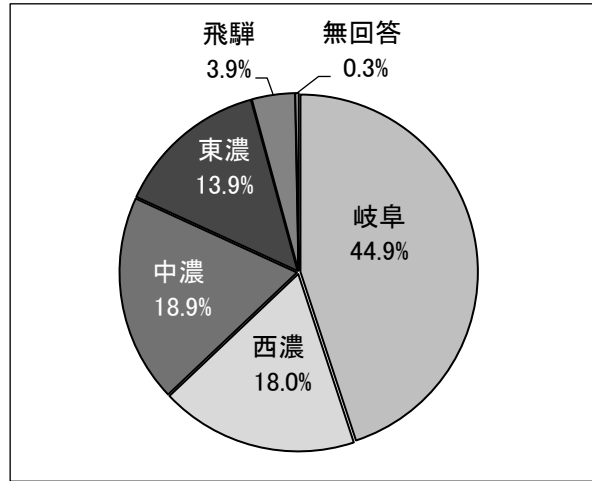
(2) 年代別

	人数	割合
10歳代	11	1.7%
20歳代	42	6.4%
30歳代	89	13.5%
40歳代	135	20.4%
50歳代	130	19.7%
60歳代	146	22.1%
70歳以上	106	16.0%
無回答	2	0.3%
計	661	100.0%



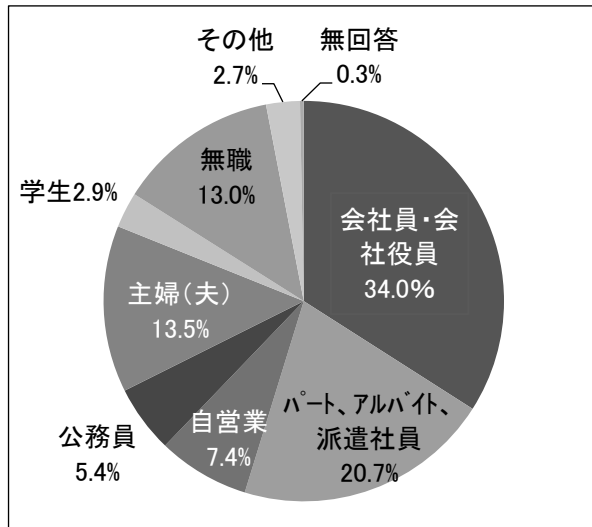
(3) 居住圏域別

	人数	割合
岐阜圏域	297	44.9%
西濃圏域	119	18.0%
中濃圏域	125	18.9%
東濃圏域	92	13.9%
飛騨圏域	26	3.9%
無回答	2	0.3%
計	661	100.0%



(4) 職業別

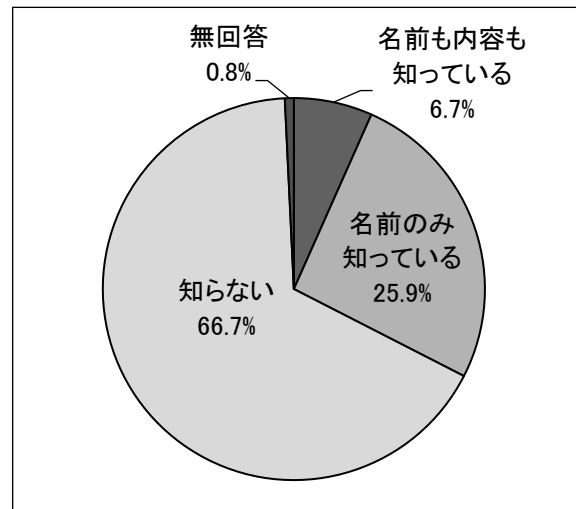
	人数	割合
会社員、会社役員	225	34.0%
パート、アルバイト、派遣社員	137	20.7%
自営業	49	7.4%
公務員	36	5.4%
主婦(夫)	89	13.5%
学生	19	2.9%
無職	86	13.0%
その他	18	2.7%
無回答	2	0.3%
計	661	100.0%



5 調査結果

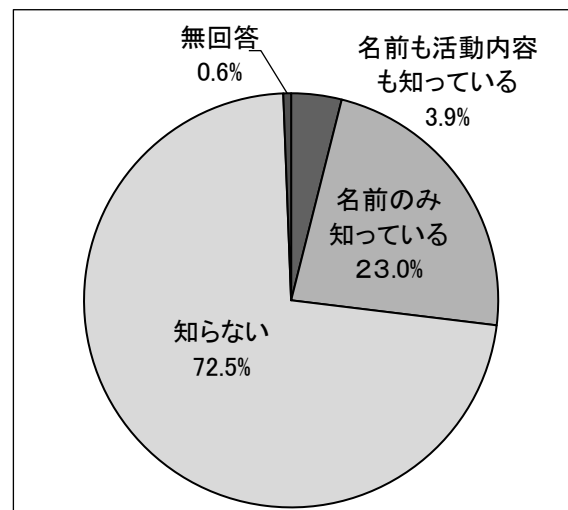
問1 「障害者差別解消法」の規定に基づき、県では平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行しました。
あなたは、この条例を知っていますか。

	人数	割合
名前も内容も知っている	44	6.7%
名前のみ知っている	171	25.9%
知らない	441	66.7%
無回答	5	0.8%
計	661	100.0%



問2 県では、障がい者差別に関する相談窓口として「岐阜県障がい者差別解消支援センター」を設置しています。
あなたは、「岐阜県障がい者差別解消支援センター」を知っていますか。

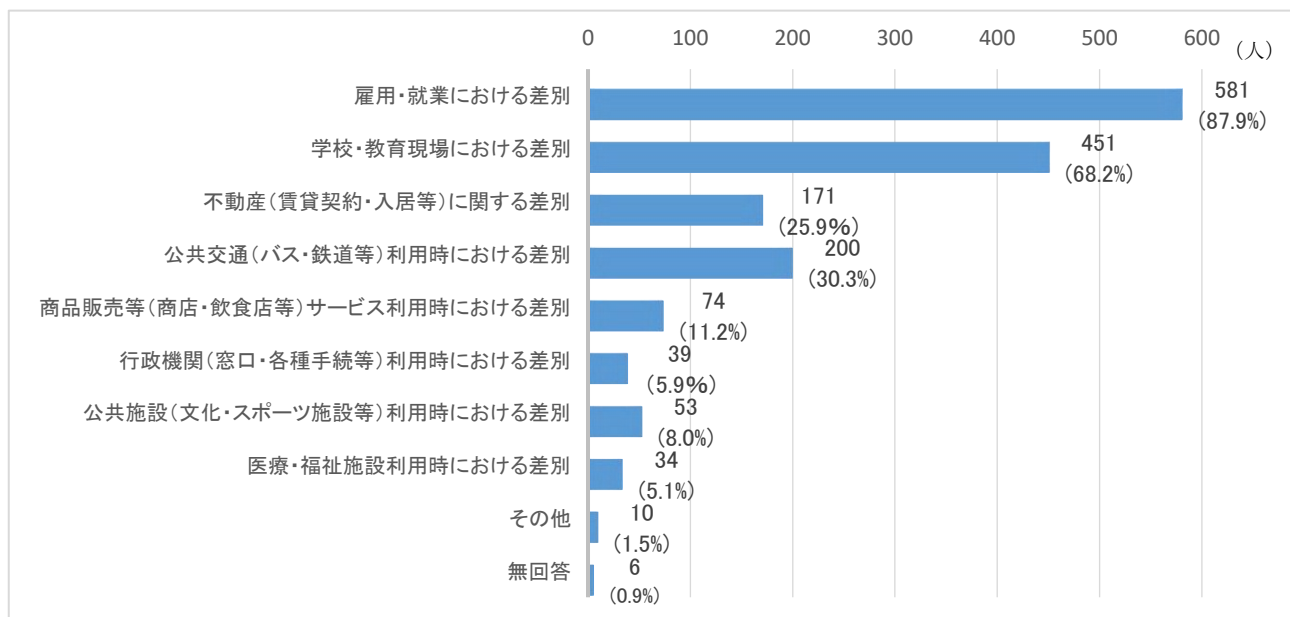
	人数	割合
名前も活動内容も知っている	26	3.9%
名前のみ知っている	152	23.0%
知らない	479	72.5%
無回答	4	0.6%
計	661	100.0%



問3 障がいを理由とした差別が生じる場面は様々ですが、あなたは、どの場面で障がいを理由とした差別が生じると思いますか。(複数回答)

回答者 661人
回答数 割合

	回答数	割合
雇用・就業における差別	581	87.9%
学校・教育現場における差別	451	68.2%
不動産(賃貸契約・入居等)に関する差別	171	25.9%
公共交通(バス・鉄道等)利用時における差別	200	30.3%
商品販売等(商店・飲食店等)サービス利用時における差別	74	11.2%
行政機関(窓口・各種手続等)利用時における差別	39	5.9%
公共施設(文化・スポーツ施設等)利用時における差別	53	8.0%
医療・福祉施設利用時における差別	34	5.1%
その他	10	1.5%
無回答	6	0.9%
計	1619	—

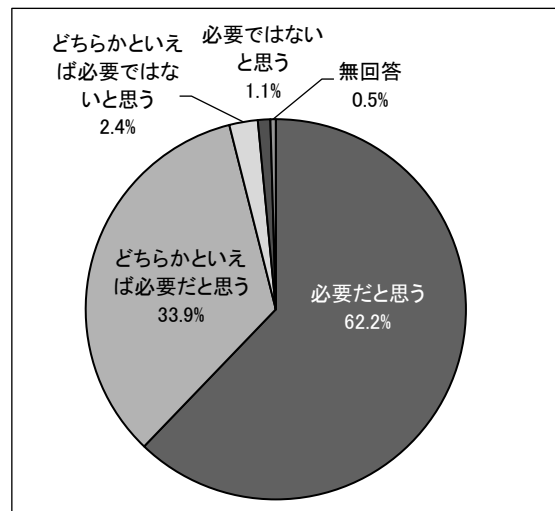


【「その他」の主な回答】

- ・金融機関(銀行等)における差別
- ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)における差別
- ・婚姻における差別 等

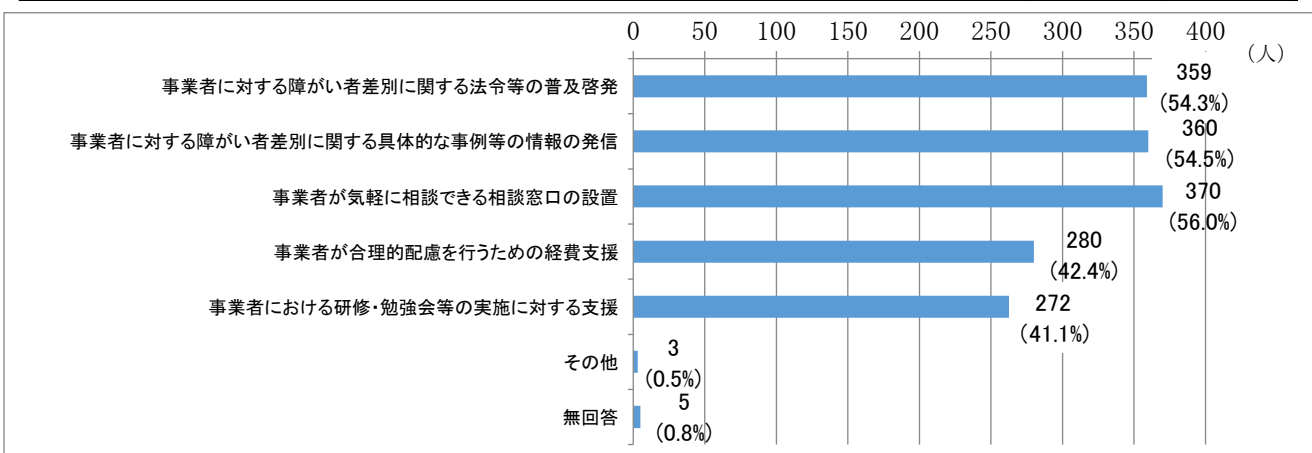
問4 行政機関や事業者が、障がいのある方とない方の機会を平等にするために、必要な範囲で、障がいのある方に配慮し、優遇する対応を取ること(以下「合理的配慮の提供」といいます。)について、あなたはどのように思いますか。

	人数	割合
必要だと思う	411	62.2%
どちらかといえば必要だと思う	224	33.9%
どちらかといえば必要ではないと思う	16	2.4%
必要ではないと思う	7	1.1%
無回答	3	0.5%
計	661	100.0%



問5 令和3年5月の「障害者差別解消法」の改正により、今後、事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」へ変更になります。
事業者による合理的配慮の提供を推進するため、あなたは、どのような取組が必要だと思いますか。(複数回答)

	回答者 回答数	割合
事業者に対する障がい者差別に関する法令等の普及啓発	359	54.3%
事業者に対する障がい者差別に関する具体的な事例等の情報の発信	360	54.5%
事業者が気軽に相談できる相談窓口の設置	370	56.0%
事業者が合理的配慮を行うための経費支援	280	42.4%
事業者における研修・勉強会等の実施に対する支援	272	41.1%
その他	3	0.5%
無回答	5	0.8%
計	1649	-



【「その他」の主な回答】

- ・具体的な事例により、正しく合理的配慮を理解し、お互い無理なく行うことが大切
- ・やさしい心の提供 等

問6 県の障がい者差別解消施策について、ご意見・ご要望・ご感想などございましたら、お聞かせください。(自由記述)

- ・ 合理的配慮は必要だとは思いますが、提供する側に大きな負担が生じるような要求もどうかと考える。負担が大きくなると、心理的に障がい者のことを敬遠してしまう人も出てくるのではないかと思う。
- ・ 子供の頃から障がい者と接する機会があれば、自然と理解が生まれるかと思う。特別じゃなく、その人の個性を理解しあえる教育が大切かと思う。
- ・ 職場でも障がいのある方と作業しているが、たくさん接して、話して、コミュニケーションが大切だと実感している。直接、関わるが一番だと感じている。
- ・ 人間の能力にはデコボコがあるのが普通であり、理解力も様々。まずは障がい者やそういう子どものことを知ることが必要だと思う。
- ・ 障がい者差別解消に一番大切なのは、障がいの無い人たちの意識改革だと思う。少しの手助け、少しの配慮で、障がい者も普通に生活できることを、たくさんの方が意識すれば、差別は減らせると思う。